

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第11条第5項
処 分 の 概 要 : 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し
原権者(委任先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号(許可)、第11条第5項
処 分 基 準 : 当該銃砲等を許可に係る用途に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 所持者の住所地を管轄する警察署生活安全課(係)
備 考 :